

## 市長記者会見記録

日時：2019年3月8日（金）14時00分～14時44分

場所：第3庁舎18階 講堂

議題：県内市町村で初！川崎市で品種登録第1号が誕生！！（経済労働局）

### <内容>

#### 《県内市町村で初！川崎市で品種登録第1号が誕生！！》

【司会】 ただいまより市長記者会見を始めます。初めに福田市長より、本日の議題であります、「県内市町村で初！川崎市で品種登録第1号が誕生！！」についてご説明をさせていただきます。市長、よろしくお願いたします。

【市長】 それでは、本市農業技術支援センターにおける「のらぼう菜」から誕生した新品種、「川崎市農技1号」の品種登録についてご説明をさせていただきます。

のらぼう菜は、川崎市の菅地区で古くから自家用に栽培されている伝統野菜です。現在、神奈川県農林水産物ブランドである「かながわブランド」や、本市の「かわさき農産物ブランド」に認定されており、おいしい川崎の郷土作物であることが知られております。

農業技術支援センターでは、平成18年から、のらぼう菜の収穫時期や収量等の特性について調査する中で、従来のはのらぼう菜とは異なり、葉に光沢がある個体を発見し、その育種に成功いたしました。

そこで平成29年3月、農林水産大臣宛て、「のらぼう菜」から誕生した新品種「川崎農技1号」として品種登録を申請していたところ、このたび平成31年2月14日付で品種登録されましたので、ご報告させていただきます。

これは、川崎市の品種登録としては第1号になります。種苗法による品種登録は、都道府県や種苗会社、個人では見られますけれども、市町村では珍しく、神奈川県内では初になります。

この新品種「川崎農技1号」の特徴は3点ございまして、1つ目は、のらぼう菜に比べ、葉及び茎に光沢があること。2つ目は、他の菜花に比べ茎の部分に筋がなく、アブラナ科特有の苦みがないこと。3つ目は、癖のない強い甘みがあるということです。今後は新品種の市内生産者への普及、消費者へのPR方法、愛称について検討してまいります。

ここで皆様にご試食いただきたいと思いますが、準備の間、本品種の第一発見者で

本プロジェクトの中心的な役割を果たしてまいりました、農業技術支援センターの古山係長を紹介したいと思います。古山さんです。

【農業技術支援センター技術支援係長】 農業技術支援センターの技術支援係長をやっております、古山と申します。よろしくお願いいたします。

【市長】 詳しい話は是非後ほどお伺いしたいと思いますが、皆さんのところに（試食は）配られましたでしょうか。古山さん、こちらで一緒に食べるということで。

【農業技術支援センター技術支援係長】 ありがとうございます。

（試食）

【記者】 市長、まず、お味の感想をいただいていますか。

【市長】 ものすごく甘いです。菜っ葉としてはものすごく、いまだかつてない甘さだと思いますけれども、皆さん召し上がっていただいたとおり、えぐみが全くなく、色も鮮やかですので、いろんな料理に合うのではないかなと思います。昨日は、茹でずにそのまま生でも食べたんですけれども、非常に甘くておいしいです。いろんなアレンジの仕方があるんじゃないかなと。

【農業技術支援センター技術支援係長】 そうですね。後で、お醤油とかお塩も用意しておりますので、是非たくさん食べていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】 質疑が若干始まってしまいましたが、ただいまより本議題についての質疑に入らせていただきます。進行につきましては、幹事社様、よろしくお願いいたします。

【幹事社】 今月の幹事社です。よろしくお願いいたします。

まずは、これを品種登録されたという今回の発表なんですけれども、今後、愛称の決定だとかいろんなことを考えていらっしゃいます。この新品種を使って川崎のブランドというものをどうやって高めていくかということ、今の時点で何かアイデアがあったら教えてください。

【市長】 まず、一般的にこれはまだ商品になっていないので、それこそ秋には農家さんに種を配布する、あるいは販売するという形にして、来シーズン、ちょうど今頃からのらぼう菜のシーズンで、のらぼう菜と一緒に時期になりますので、そういう意味では、来年のちょうど今頃には、セレサモスだとかああいったところで市民の皆さんに直接食べていただくことがまず大事なかなと思いますので、それまでの準備をしっかりやっていきたいなと思いますし、いいPR方法をこれから考えていきたいと思っています。

【幹事社】 これは事務方にお伺いしたいんですけれども、例えば、目標の収量だとか、現時点で数的に何か目標はあるんでしょうか。

【農業技術支援センター所長】 まだ数字もなく、今回（の件は）、新品種が品種登録されるかもわからない状況だったんです。2年前に申請をしていたんですけれども、（農林水産省から）急に連絡が来まして、大慌てで準備をしているところなんです。まだ農業技術支援センターの中でも少ない数しか作っていないものですから、これからどうやって種をとって、どうやって農家さんに配付をしていくのか、まずはそこから考えているところですので、ちょっと量は数字が出ない状況です。

【幹事社】 これは川崎市の独自の品種ということになるんだろうと思うんですが、例えば、ほかの果樹だったりすると、自治体レベルで他地域での栽培を制限したり、要するに品種保護という観点からだと思うんですけれども、今の時点でそういった、政策的にこれをどうしていくかということはあるんでしょうか。

【市長】 現時点では、まだないですね。

【農業技術支援センター所長】 現時点では、まずは市内で普及をさせていくことを狙いで考えていまして、その後、他地域で、もし欲しいという方がいらっしゃることになれば、それも含めて今年いっぱいぐらいかけて検討していきたいと思っています。

【幹事社】 わかりました。そもそも農業技術支援センターさんはわりと長い歴史があると思うんですけれども、今回これが職員の方の発見で第1号になったということについては、市長としてはどういうふうに受け止めておられるでしょうか。

【市長】 この発見というのは、いわゆるのらぼう菜をどうやってうまく収量を上げるかや、いろんな研究をやっている業務を通じてできたという過程は、農業者の方と一緒に寄り添いながらやってきた中で発見できて、それを育成してきたということで、市の職員としてというか、農業職として、非常に市民に対して誇らしい取組なのではないかと思います。

【幹事社】 わかりました。私からは結構です。

【幹事社】 なかなか自治体では品種登録がなく、民間が主だとおっしゃっていたんですけれども、自治体がこういうものでうまく成功した意義というのは、市長はどういうふうに捉えてらっしゃいますか。

【市長】 市民の一般的な、あるいは他都市からもそうなんだと思うんですけれども、川崎市の都市農業というものがなかなかまだ認知されていない中で、少量多品種でいい品物を作っているところを、まずは市民の皆さんにもアピールするいい機会になる

んじゃないかなと思います。是非ご家庭でも食べてもらいたいですし、市内の飲食店などでも、こういう川崎育ちの新しい品種を活用することによって、川崎の都市のまた新たなというか、これまでも持ってきたけれども、さらに伸ばしたい魅力の1つになるのではないかと考えています。

ちなみに、こちらが従来のらぼう菜で、これ（新品種）とは、見た目ですべて全然違うと思うんですけど。

【幹事社】 これは、育てている株としてこちらのほうが時期が遅いとかそういうのではなくて、生産量としても多いということなんですか。収量としても多いということ。

【市長】 収量はそんなに変わらないですね。

【農業技術支援センター所長】 そんなに変わらないです。

【市長】 色つやが全く（違いました）、白っぽいのと、こちら（新品種）は、つやつやになっています。おそらく、袋詰めしても、ものすごく店頭で映えるんじゃないかなと思います。

【幹事社】 各社さん、どうぞ。

【記者】 お米であれば、秋田ならあきたこまち、北海道ならゆめぴりか、農林何号というのがそういう名称になるかと思っています。スケジュールは頂いていますけれども、どういうふう募集して、どんな名前を期待しておられるでしょうか。

【市長】 ちょっとまだ、これはどういうふうやっていくかは、これから検討させていただきたいと思っています。

【記者】 内部で決めるかもしれないし、公募するかもしれないということでしょうか。

【市長】 まだ、どういうふう名前を決めるかは、これからの検討です。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【幹事社】 2月14日付で品種登録されて、即日市に通知が来た形ですか。

【市長】 郵便で届いたということですか。

【農業技術支援センター所長】 15日に通知が届きました。

【幹事社】 15日に通知が来た。

【記者】 事務方になるかもしれないんですけども、これが従来のらぼう菜と異なるというのは、何でこういうものが突然間に入ったのか。昔からもともとちょっとずつあったものがたまたま発見されたのか、突然変異でおいしいものができたのかとか、その辺のことを知りたいんですが。

【農業技術支援センター技術支援係長】 この、てかてかしているもの（新品種）を1株見つけたのは、大きくなってからの話なんですけれども、種をまいて苗を育てる段階で、そういうのは数%の確率で出てくるものがあるんですけれども、農家さんは、生育が悪くて弾いてしまうというのが本当のところであります。当センターでも植え替える時に、ちょっとのらぼう菜と形が違うので、違うものを入れてしまうと、調査、試験結果が違ってしまいますので、基本的にはそろえるということで、そういうものは弾いてしまっているんです。

けれども、私がまだ最初に採ったころには、大きくなったものを見ても、まだまだ小さかったり枝の数が少なかったりして、てかてかしているんだけども収量が出ないものだったものを、私の後輩たちが頑張っていて、ある程度の大きさ、普通ののらぼう菜と変わらないぐらいの収量になるように選抜してくれて、この形になったということです。

【記者】 じゃあ、今まで弾いていたものが、実はすごくいいものだったというようなイメージですか。

【農業技術支援センター技術支援係長】 そうですね。見た目としては、てかてかしているほうが見栄えがよかったりするので、当然、のらぼう菜は甘いものですので、そういう意味ではその系統を引き継いだもので、光沢があるというのが一番の特徴なんですけれども、そういう形で今回こういうものができたということです。

【記者】 ありがとうございます。

【市長】 ちなみに、この（品種登録の）権利者は7名いるんですけれども、長年にわたって育て続けたと古山職員から（説明が）今ありましたけれども、今日は何人か同席しておりますので、立ってもらっていいですか。7名のうち、代表して、古山さんを含めて4名同席させていただいております。他の3名は業務の都合でおりませんが、7名が権利者として名を連ねていて、権利は川崎市に承継しているということでもあります。

長年にわたって、代々引き継いでやってきたということをご紹介させていただきたいと思います。

【司会】 では、本件につきましてはこれで終了とさせていただきます。関係職員の方は退席していただければと思います。

【市長】 何か、歯に挟まりますね。（笑）

【幹事社】 これ、何もかかってないんですよ。

【市長】 かかってないです。おいしいですよ。

【幹事社】 おいしいですね。うん、思いのほかおいしかった。

【司会】 終わった後、お醤油やお塩とかかけて、是非お召し上がりください。

【市長】 これは是非食べていってください。まだ市場に出回っていないので、食べたくても食べられないという状況ですから。

【司会】 是非、ご賞味ください。

#### 《公共施設におけるバリアフリー対応について》

【司会】 それでは次に、市政一般についての質疑に移らせていただきます。

進行につきましては、引き続き幹事社様、よろしくお願いたします。

【幹事社】 ちょっと時間がたって恐縮なんですけど、先般、公共施設のバリアフリーに関する行政監査報の結果、前の会見で聞いておけばよかったんですが、監査の結果としてはかなり厳しい内容なのかなと。

まず、率直に、この結果に対してどういうふうにご覧になったか、それに対してどう取り組むのかということ。

【市長】 行政監査報告をいただいた時に、正直びっくりしたと同時に大変恥ずかしい思いがいたしました。かわさきパラムーブメントを取り上げている中で、民間の施設に先んじてこういった模範的な取組をしなければならない本市の施設において、このような現状であったということは改めて反省しておりますし、早期に改善をさせていただきたいと思えます。そのことも含めてしっかり対応して、逆にこちらから民間の事業者さんに胸を張ってお願いできるような、そういった取組にしていかなければならないと思っております。

【幹事社】 そうは言っても、もうオリンピック・パラリンピックまでの時間もなかなか迫ってきましたし、具体的にはこれだけの指摘事項がある中で、これを全部オリンピック・パラリンピック大会までに解消できそうなものなのでしょうか。

【市長】 まず、どうやって改修していくのかということを経細かく調査の上で、計画的に取り組んでいこう、それも早期にやろうと指示しておりますので、見通しが立った段階で、どういう計画に基づいてやっていくのかお知らせしたいと思っております。

【幹事社】 現時点では、市長のほうでは、これは何としてもパラ大会までに間に合わせなければいけないというようなお考えというのはあるのでしょうか。

【市長】 パラ大会までにとよりも、東京大会があるなしにかかわらず、とにかく早急にやらなければならない課題であると思うので、大きく変更しなければならないところは、もしかしたら若干時間が掛かってしまうのかもしれませんが、とにかく、

できることから一刻も早くという思いでやらせていただきたいと思います。

【幹事社】 ハード面のことはさておいて、やはり職員のマインドというか、これだけ意識的なところ、検証をやってきたという説明がありましたけれども、ここまで浸透していなかったのかということについては、市長はどういうふうに捉えていらっしゃると思いますか。

【市長】 何か新たな取組をやるとそちらの方向に意識が行くのかもかもしれませんけれども、自分たちの足元というか、毎日使っている道路だとか、毎日使っている通路、手すり、階段、こういうものにどれだけ意識を持っていたのかということに、改めて足元を見なければならぬと率直に思って反省しているところです。そこは、やはり意識を改善していかないと、同じことが繰り返されてしまうなと思います。

【幹事社】 市長もいろいろ現場に行かれたことも、多分、指摘されている施設に足を運ばれたこともあるかと思うんですけれども、やはり、「あれっ？」ということは特に感じなかったですか。

【市長】 いや、気付かなかったことが多いですよ。「市長への手紙」でも指摘されたことがあって、ちょうどそれが今回の調査と重なっていた部分もあって、これはここだけではないはずだからという話と、ちょうどやっていた時期が一緒だったみたいなことはございます。

【幹事社】 なるほど、わかりました。

【市長】 前にもこの場で話したかもしれませんが、例えば等々力の通路で千鳥格子模様みたいになっているところが、ある特定の視覚障害を持っている方にとってみれば穴があいているように見えてしまうということは、全く私たちも「えっ？」という。そういう障害もあるのかとか、いろんな面でこれから、新しい施設だから大丈夫なのかということも、細かく色々見ていかなければいけないと思います。

【幹事社】 先般も成田さんに、多摩区のほうでしたか、新百合の駅前でしたか、調査していただいたりとかいうこともありましたけれども、今後の調査もそれで本当に大丈夫なのかということが、今のお話を伺うと出てきたりするんですが、何か、これまでと違うような調査をするということは、お考えとしてあるんでしょうか。

【市長】 まずは、基本的なところで整っていない、今回の行政監査でご指摘いただいたことをまずやることからだろうなと思います。

【幹事社】 わかりました。ありがとうございます。

## 《防災・減災対策について》

【幹事社】 来週の3月11日で震災から丸8年たつんですけれども、今後、それを契機にというわけではありませんが、川崎市として防災にこんなふうに入力していきたい、こんなふうに取り組んでいきたいという思いがありましたら、改めて聞かせてください。

【市長】 この数年間は非常に、地震災害だけではなく風水害の取組を含めて、より実践的な訓練という形で、各区で年2回ずつやってきたわけでありましてけれども、さらにいろんな課題がこの2年の間でも、西日本豪雨ですとか、大阪府北部地震とか、そういった、何か災害があるごとに新たに気付かされる部分が出てきていますので、より一層、地域防災力の向上のために共助、公助でやる部分と自助と、全部を高めていかななくてはいけない。その取組を来年度もしっかりやっていきたいなと思っています。

#### 《統一地方選について》

【幹事社】 政治の話なんですけれども、統一地方選で唯一、相模原市が政令市長選としてあるんですけれども、先週土曜日、本村賢太郎氏の応援演説に登壇されていたということで、どういった経緯で、どういうお気持ちであの場にいらっしゃったのかということをお話しできる範囲でお願いします。

【市長】 応援演説ではなくて、あれは新春の集いなので行ってきたわけでありましてけれども、私、県議会の同期で、机が隣り合わせで、ある意味最も仲良く活動してきた人間として、激励のつもりで行ってまいりました。

【幹事社】 川崎市として、相模原市とこういうふうに取り組んでいきたい、何かこうやっていきたいというビジョンが今おありですか。

【市長】 やっぱり同じ県内の政令市ですから、ほかの政令市ともそうなんですけれども、首長同士で、あるいは行政同士で共通の課題を持っていることがすごく多いので、ある意味、お互いに切磋琢磨して、よりいいものをお互いまねし合っというか、高め合っという取組は、これからも、もっともっとやっていかなければいけないと思うので、そういう連携をもっと模索していかないといけないなと思っています。

【幹事社】 ありがとうございます。幹事社からは以上です。各社お願いします。

【記者】 関連して。選挙の関連なんですけれども、市長は県議会ご出身ですけれども、県議の立候補者が少なく、県内の半数近くが無投票になりそうだとということで、川崎でも中原区がどうやらそうなりそうだとしたことなんですけれども、政令市における県議の在り方などについては、市長、どのようにお考えでしょうか。

【市長】 政令市の県議の皆さんがどういう課題設定をされるのかなということに、今回すごく私も注目しております。前回の会見の時にも申し上げましたけれども、政令市と一般市との違いがかなりある中で、税金は県税の16%ですか、それぐらい川崎市民が負担しているという状態にもかかわらず、やはり均等な、均衡のとれた形になっていないという課題をどう是正していくのかと。何も、全部こっちに均等割りでくれとかという話ではなくて、あくまでも公正な形というのはどういうことなのかを、政令市だからこそ県に議員さんとして言っていっていただくということは大変重要なことだと思っています。これからも、県議の皆さんにはそういう取組に期待したいと思いますし、そういう論点を、選挙戦を通じて市民の皆さんに訴えていただければと、自治体の首長としては思っております。

【記者】 ありがとうございます。

#### 《保育の安全性の確保について》

【記者】 市長の任期中ではないのでちょっと恐縮なんですけれども、7年前に保育所で女の子が、おんぶする際に落下したというのが、今日、委員会で賠償金1億8,000万円で採決されたんですが、その事件について、市長のお考えだったり思いをお聞かせ願えますか。

【市長】 改めて、障害を負わせてしまった児童の方、また保護者の方にお詫びを申し上げたいと思いますし、賠償がまとまったからといって済む話ではなくて、今回の経験をしっかりと、今までルールというかマニュアルに落とされていなかったものをしっかりとマニュアルに落としていくという取組もそうなんですが、絶えず保育の質を高めていくことが、今回の事件を起こしてしまったことに対する一つの改めといいますか、していかなければならないことだと思っています。本当に、二度とこのようなことがないように、しっかり取り組んでいきたいと思っています。

【記者】 今回は公立だったと思うんですが、市内には認可もやはりあると思います。そのあたりは、今後どういうふうに。

【市長】 保育の質というものが今ずっと問われているわけなんですけれども、やはりベテランの、経験ある保育士さんがいなくなっているということはどこの自治体でも大変大きな悩みでありますので、そういった意味で本市の3か所のセンター機能、各区の公立の保育所がそのセンター機能を果たしていく。そして、アウトリーチでもってその質を高めて、こういった取組をしっかりとやらないと、なかなか保育の質の維持が難しくなっている状況ですので、それを何とか維持させていく取組に注力

していきたいと思っています。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

#### 《医療ツーリズムについて》

【記者】 よろしくお願ひします。先日、全国初になると見られる医療ツーリズムの専門病院の建設計画をしている葵会さんから、市長のお名前宛てで、計画を再検討するという趣旨の書面が届いたと伺っております。書面を御覧になっているかと思ひますけれども、それをお読みになつての現状のご感想と、今後同種の計画というものは葵会さん以外からも出てくる可能性があるかと思ひます。ここは羽田に近いという、土地柄で恵まれているということもあつて、県の医療審議会などでも地域の医療体制について独自のルールづくりが必要ではないかというご議論も進んでいると聞いております。現状で、地域医療のルールづくり、どういうところに留意することが望ましいとお考えでしょうか。

【市長】 今回の件を通じて、県も市も、やはり国に求めているのは、一定のルールというものが必要だろうと。ですから、医療ツーリズムというものを、国として、どう全体として捉えていくのか。やはり病床規制という中で、市民あるいは県民のためのものが外国人専用のためにその病床が使われるということになると、それは到底、なかなか理解は得られないんだろふと思ふんですね。ですから、その病床の問題と医療ツーリズムというものが両立する仕組みというものが果たしてあるんだろふかと。そのルール作りは統一見解的なものを国で示してもらわないと、なかなか、この問題というのは各地で起こってくる可能性があるのではないかなと思つております。

今回、葵会さんのほうから再検討ということでしたか、文言がちょっとあれですけども、そういうことでは一定の理解はいただけたのだと思ふんですが、引き続き国と、あるいは県とも情報共有と連携をしながら、この課題については取り組んでいきたいと思つています。

【記者】 ありがとうございます。

#### 《人権全般に関する条例について》

【記者】 よろしくお願ひします。議会も大分終盤に來まして、來週11日には委員会が開かれます。その中で、文教常任委員会においてはいわゆる人権全般条例に関する骨子が提示されるという予定だという案内を頂戴しています。その中身については当日の発表ということで、こちらは期待して見ているんですけども、条例をつくる

意味合いや意義を、済みません、同じことを何度も聞いて恐縮なんですけど、差別全般なので違おうとおっしゃるのはよくわかりますけれども、例えば、ガイドラインがあるから十分市の姿勢は示されていいんじゃないかというような意見もある中で、なぜ、差別、ウイングを広げて差別全般の条例をつくらなくちゃいけないのかという意義を、市長の平場の生活の中での状況も踏まえて、だから必要なんだというふうなことを改めて教えていただけますでしょうか。

【市長】 ヘイトスピーチの件もそうですけれども、本当に障害者に対する差別あるいは偏見に基づいた事件みたいなものが起こる中で、あらゆる差別というものを許してはいけないんだと。特に川崎市は、議会でもお答えしましたけれども、多様な人たちを受け入れる受容性の高い街で、これからも、入管法の影響だけではないですが、ますます外国人の方も増えていくという中で、私たちが培ってきた多様性をさらに高いレベルにまで持っていかなければならないという意味で、一定のルールづくりが必要であろうということで、今回の骨子案をお示しするという形になります。議会の皆さんとも共通した認識というか、あらゆる不当な差別を川崎市では許しませんよという、自治体におけるルールは条例という形になりますから、その中で示していくことは大事なかなと思っています。

【記者】 市長も議会のことを言われて、川崎市というのは人口5万人から始まって、あえて言えば流れ者やいろいろな移住者の街の中で、どんどん許容しながら大きくなってきて、直近の数年でしたっけ、人口5万人増のうち4万人は外国ルーツの方であると。

【市長】 1万人。

【記者】 1万人だということを踏まえたような話、要は、そういう歴史を踏まえてさらに高いところに持っていくという意味合いだと捉えてよろしいんですかね。

【市長】 そうですね。

【記者】 ちょうど平場の話の中で、先ほどガイドラインの話をあえてゴールのようにお伺いしましたけれども、ある人に言わせれば、ガイドラインというのは市役所内部の内規のようなものなので、やっぱり条例で理念をうたうと、それはいろいろ執行するに当たっても後ろ支えのようなものとして条例が必要であろうというお話をしていた方もいらっしゃるんですが、ガイドラインと今回の条例で何らかのシンクロ、関連性や、相互に支え合うような、何かそういう構造になるものとしての条例になるということなんですか。

【市長】 そうですね。これまでも、答えていなかったですかね。いわゆるガイドラ

インというものを支えるというか、もととなるものはやはり必要だと思いますし、必ずしもガイドラインのための条例ではありませんけれども、広く差別を許さないという意味での大きなルールの中での関連のガイドラインというものは作りましたけれども、そのもととなる考え方の整理ということです。

【記者】 つまり、内規でいえば行政内部の人たちのルール、基準を明確にしたというところではありますけれども、何らかの判断をするに当たって、やっぱり市民の総意でつくった条例で、後ろで支えてもらって、今後、より考えていくと、そういう思考のパターン、例えばガイドラインの警告を付けるとかということによっては、条例が後ろ支えにあるという捉え方に…。

【市長】 まあ、そうですね。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【市長】 はい。

【記者】 今の関連で、そうすると、要はいわゆる理念的なもので、後ろ支えという表現を使うのであれば、やはりガイドラインも盛り込んでいる行政処分的なものの根拠となるものとするのであれば、条例の本文にはそういうものは入ってこないという捉え方をしているのでしょうか。

【市長】 まさに内容に踏み込むので、是非そこは（文教）委員会まで待っていただければと思います。

【幹事社】 先般視察に行かれたオーストラリアの状況だとかアメリカの状況だとか、そういうものは何らか今回のこれに反映されるものにはなっているのでしょうか。

【市長】 今回の条例に直接的にということでは、例えば、オーストラリアのこの取組がこの条例にというような関係ではありませんけれども、各都市の取組だとか、そういういろんな調査を事前にさせていただいている部分はありますので。

#### 《企業主導型保育事業について》

【幹事社】 わかりました。先ほど保育の話があったので、関連で。先日、JFEさんが企業主導型の保育施設をつくられて、今度の4月に開所されると。市内では味の素さんもたしかやっていたと思います。まず、この企業主導型の保育施設というものについて、市長はどういうふうに捉えていらっしゃるか。一部では、これまでは企業主導型でつくってはみたものの、わりと空きが多過ぎたりして実態のニーズを読み切れていないのではないかという話も出ていたやに聞きます。今回、JFEさんが地域枠を設けて、地域の子供を、地域貢献という形も示されたわけなんですけれども、

今回のこういう形の保育施設の開設というものをどういうふうに受け止められたか、お伺いできますか。

【市長】 今回、J F Eさんの取組もそうなのですが、企業主導型というものが大分、市内でも増えてきて、また今回、申請を試みているところは結構あります。その中で、いわゆる地域枠というものを設けていただいて、そこで受け入れていただいている数というのは、それなりというか、かなり一定のボリューム感があって、そういう意味では待機児童対策では大きな受け入れ枠の重要なポジションを占めていると言えます。

やはり、何よりありがたいのは、これは先週の会議でもそうなのですが、市内企業同士の情報共有というものが、かなり川崎市を通じてできてきていて、必ずおたくの企業もそういうニーズがありますよね、うちはこういう調査をしましたからおたくでもどうですか、ノウハウは提供しますよとかと色々な知恵を、行政と民間企業、あるいは企業同士というところでうまくできてきて、歯車が合ってきた気がします。そういう意味では、企業主導型というのはこれからも、より、自治体からご協力いただきたいということもありますし、企業側としても、どうやって従業員の方たちが長期の育休とならずに早期に仕事場に復帰してもらおうかということにはかなり危機感を持っていらっしゃるの、そういった意味ではお互いのノウハウだとか知恵だとかをみんなを出し合うということが、これまで以上に大事になってきているし、それに非常に呼応して動きが出てきているなと思っています。

【幹事社】 わかりました、ありがとうございます。

#### 《統一地方選について②》

【記者】 ヘイトスピーチ関連なんですけれども、ヘイトスピーチを考える会の代表ということで、1人、川崎区から市議選にヘイトスピーチ側の方が擁立されて立候補予定だと思うんですけれども、今までは街頭演説で、1つのそういう見方だったんですが、選挙が絡むと選挙演説の中に出てきたりする可能性も予想されると思うんですが、その辺、市としては警戒を強めたり、何か対策を考えているのか、静観していくか、何かそれに対しての危機感みたいなものはあったりしますか。

【市長】 これは、非常に発言自体に注意しなければいけないんですが、本当に関係法令に即した対応をしっかりとやっていくということ、それ以上でも以下でもないということですね。

【記者】 どういうふうになっていくかわからないんですけど、ガイドラインの関係で、今までは不適切な発言があったから警告付きの許可というような形がついていた

と思うんですけれども、そういう事態が出てくるかもまだわかりませんが、例えば、そういう選挙関係の申請で同じ団体が使用を申請してきた場合というのは、どうなっていくかという想定は、今のところありますか。特にはないですか。

【市長】 いや、選挙関係であれば、主に言えばというか、公職選挙法に規定する中で選挙活動をされるわけですから、それに違反するものは違反として認められるし、それに抵触しないのであればしないということになるので、そういう制約の中でだと思えますね。

【記者】 わかりました。ありがとうございます。

【市長】 はい。

【司会】 質問はよろしいでしょうか。特になければ、これで本日の記者会見を終了いたします。どうもありがとうございました。

【市長】 ありがとうございました。

(以上)

---

・この記録は、重複した言葉づかい、明らかな言い直しや質問項目などを整理したうえで掲載しています。

(お問い合わせ) 川崎市役所総務企画局シティプロモーション推進室報道担当

電話番号：044(200)2355